

# 町税の滞納処分について

町では、自主財源の確保や納期限内に納税された方との公平性の観点から、滞納者に対して、財産の差押えや公売、自宅の搜索など、毅然とした姿勢で滞納処分に取り組んでいます。

## 主な取組み

**納期限後、町が送付した督促状による納付や納税相談がない場合は、法律に基づき、差押えを執行することになります。**

給与・売掛金・預金などの財産調査を実施しています。

**財産を発見次第、法律に基づき差押処分を実施します。**

(注意) 財産調査・差押処分にあたっては、**本人の承諾は不要**です。  
茨城租税債権管理機構に処分を移管する場合があります。

## 給与差押え・売掛金差押えの実施

勤務先が判明した滞納者に対しては、勤務先に給与の支給状況を照会します。

取引先が判明した滞納者に対しては、取引先に取引状況を照会します。

支払状況を元に差押えを実施し、延滞金も含めた滞納税額が完納になるまで取立てを行います。

## 延滞金について

**納期限までに納付しなかった場合は、納付した日までの日数に応じて、延滞金が課されます。**

町税を滞納すると、納期限までに納めた方との公平を保つため、本来納めるべき税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。

延滞金の額は、年2.4パーセントから年14.6パーセントの割合で計算されます（令和6年8月31日時点）。

## 口座振替をぜひご利用ください

納期限日に引き落としされるので確実で便利です。

現金を持ち歩かないため安全です。

口座振替の手続きは、納期限の約1か月前までとなります。納め忘れの防止のためにも、口座振替をぜひご利用ください。

## 納付が困難な場合はご相談を

**1年以内の期間に限り、徴収猶予・換価猶予が認められる場合があります。**

納期限を過ぎれば一括納付が原則ですが、失業、入院等で納付が困難な場合は納税相談が可能です。早急にご相談ください。

## 町滞納処分実績（件数）

| 区分            | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 預貯金差押         | 55    | 30    | 51    | 28    | 56    |
| 生命保険差押        | 12    | 20    | 8     | 2     | 5     |
| 給与・賞与・報酬・年金差押 | 20    | 39    | 43    | 27    | 35    |
| その他           | 26    | 36    | 20    | 12    | 18    |
| 合計            | 113   | 125   | 122   | 69    | 114   |

※「その他」には不動産、所得税還付金、売掛金、搜索、出資金、残余金、過納付による還付金、持株清算金があります。

【問合せ先】 税務課 収納グループ ☎ 029-240-7104（直通）

障がいのある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆様へ

# 精神・発達障害者しごとサポーター 養成講座を開催します！

精神障がい・発達障がいのある方々の雇用は、年々増加しています。こうした方々が安定して働き続けるため、一般の従業員の方を主な対象に、精神障がい・発達障がいに関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催します。

- ▶日時 11月19日(火) 午後2時～3時30分
- ▶場所 茨城町役場2階 大会議室（定員60名）
- ▶対象 障害者を雇用、または雇用を検討している事業主及び従業員の方 など  
※現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。  
※事業所が茨城町以外の方もご参加いただけます。
- ▶申込方法 電話またはメールで、ハローワーク水戸 精神・発達障害者雇用サポーターへお申し込みください。申込みの際は、会社名、担当者、電話番号、参加人数をお伝えください。

【申込み・問合せ先】 ハローワーク水戸 精神・発達障害者雇用サポーター  
☎ 029-231-6221（43#）  
メール mito-senmon@mhlw.go.jp

# 浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆様のご協力をお願いします。

## 保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。  
また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

## 清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ぱっ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。
- 町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

## 法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会に申込みをしてください。  
☎ 029-291-4000
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。**

## 一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者にお申し込みください。

## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 浄化槽の設置には、補助金が交付される場合があります。

【問合せ先】 茨城県 県民生活環境部 環境対策課 ☎ 029-301-2966  
茨城町 下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128（直通）